

(総務委員会)

通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正す

る法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の範囲を改定するとともに、労働者災害補償保険制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について、人事院規則又は総務省令で定めることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を通勤の範囲に加える。
- 二、障害等級ごとの障害について、国家公務員災害補償法にあつては人事院規則で、地方公務員災害補償法にあつては総務省令で定める。
- 三、この法律は、平成十八年四月一日から施行する。